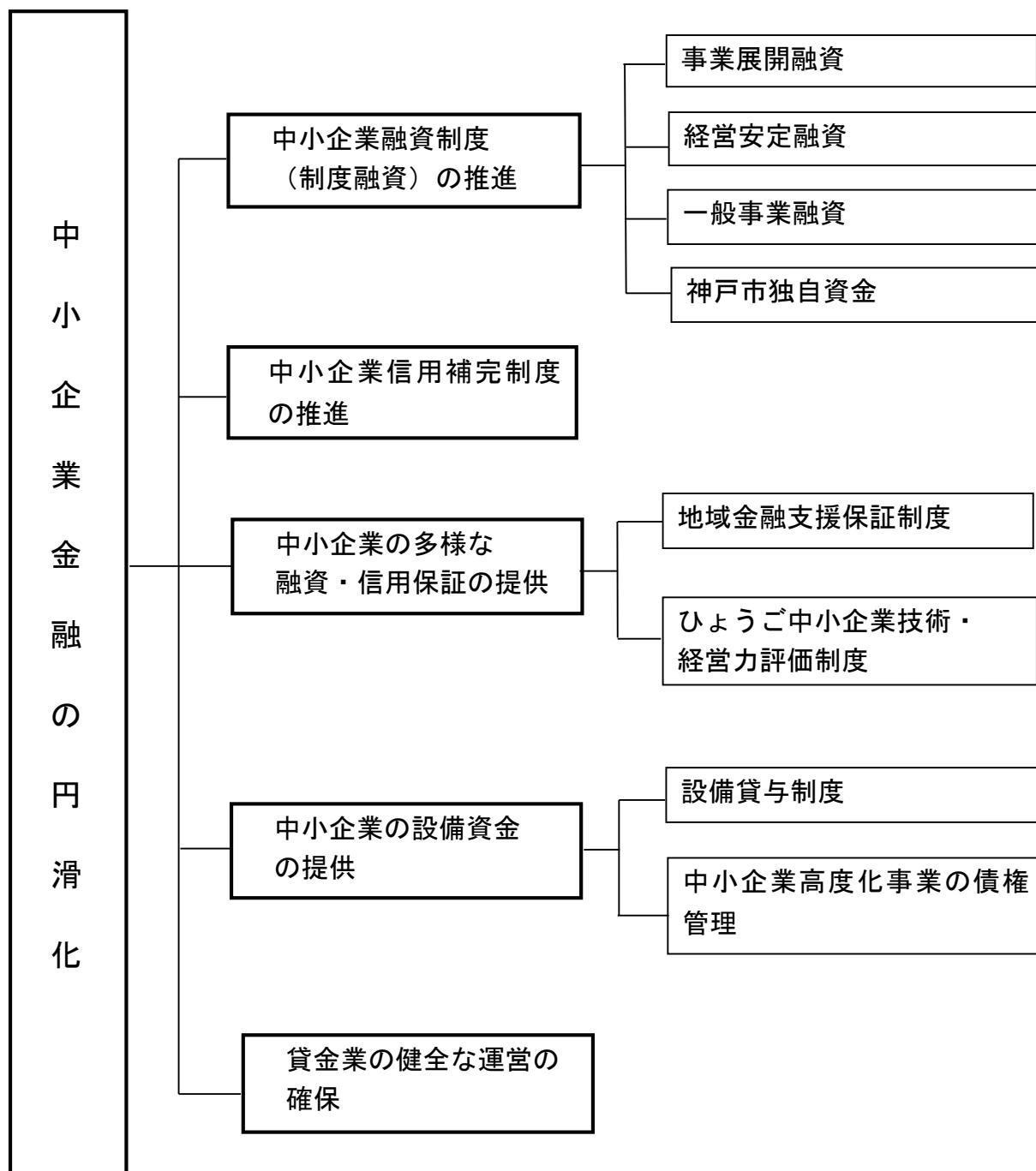


中小企業金融の円滑化について

	ページ
令和5年度 地域経済課（金融関係）施策体系表	2
1 中小企業を取り巻く環境	
（1）資金繰り動向	3
（2）企業倒産動向	4
（3）設備投資動向	4
（4）金利動向	4
2 中小企業融資制度（制度融資）の推進	
（1）制度融資の概要	5
（2）コロナ禍及び原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策	8
（3）令和5年度における主な新規・拡充措置	11
（4）令和4年度からの継続事業	12
3 中小企業信用補完制度の推進	
（1）中小企業信用補完制度の概要	14
（2）信用保証の実績	14
（3）制度融資に係る損失補償	15
4 中小企業の多様な融資・信用保証の提供	
（1）多様な融資・保証の仕組みづくり	17
（2）物的担保に頼らない資金調達等への支援	17
5 中小企業の設備資金の提供	
（1）設備貸与制度	18
（2）中小企業高度化事業の債権管理	18
6 貸金業の健全な運営の確保	
（1）貸金業の登録	20
（2）指導監督等	20
（3）消費者金融利用者対策の実施	20

令和5年度 地域経済課（金融関係）施策体系表

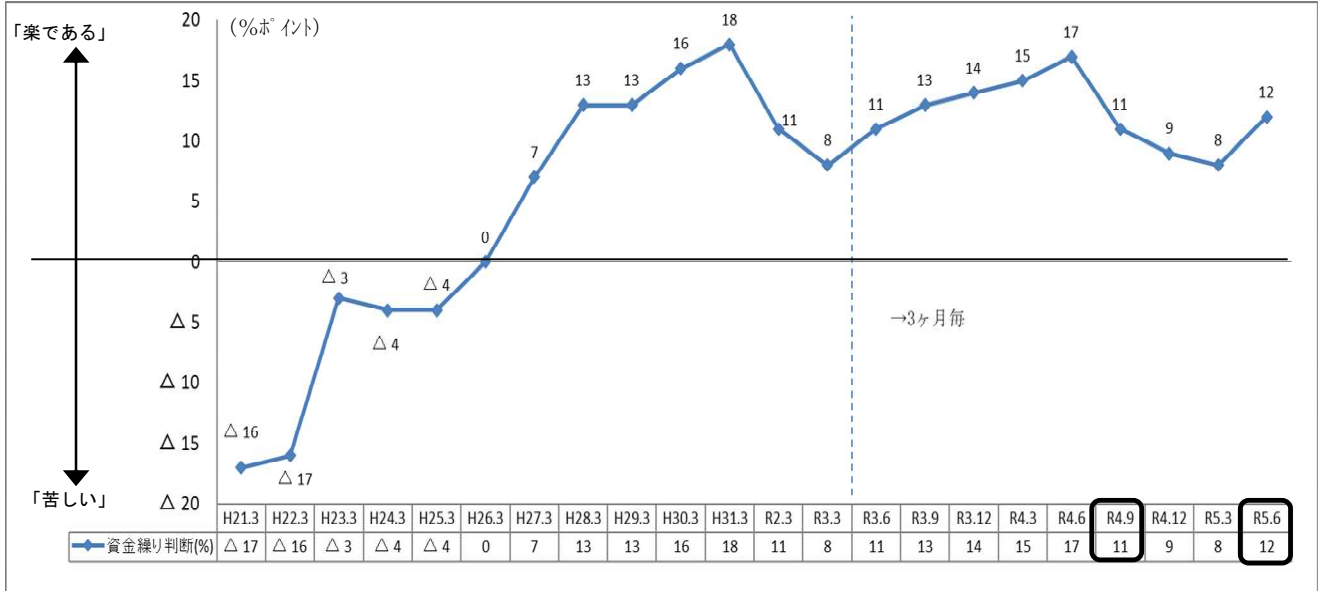


1 中小企業を取り巻く環境

(1) 資金繰り動向

令和5年6月の県内「中小企業（全産業）」の資金繰り判断DIは12%ポイントと「楽である」が上回った。令和4年9月から減少していたが、足下では増加に転じている。

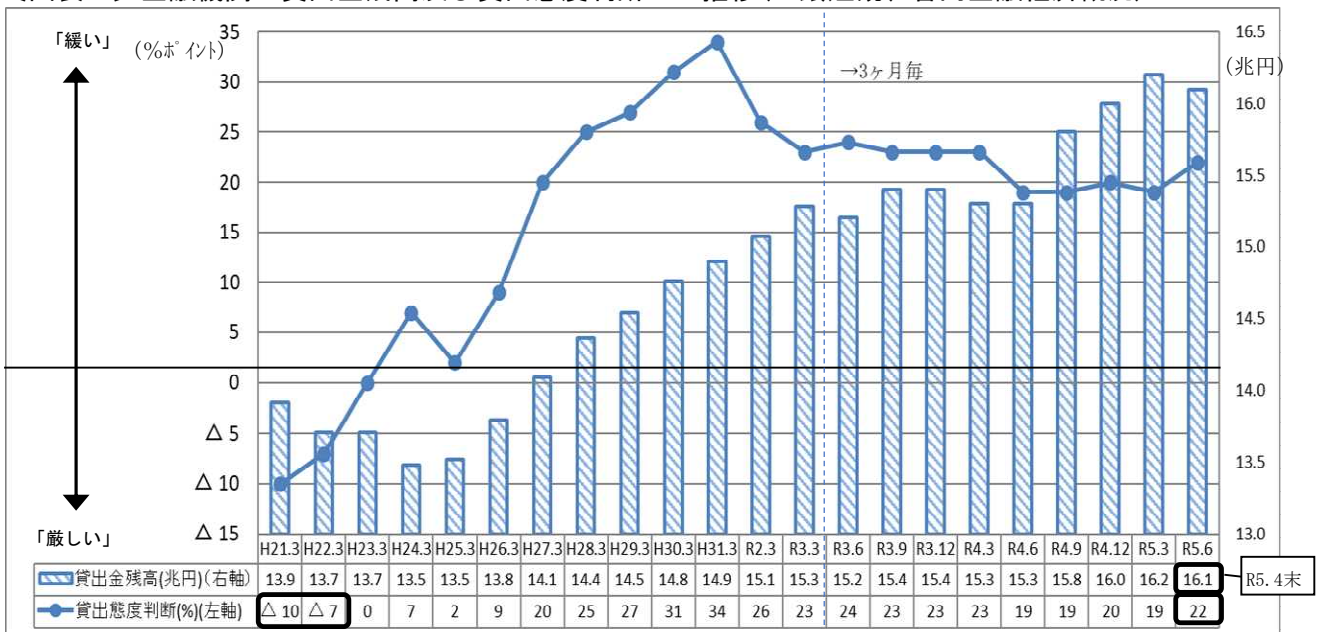
〔図表1〕中小企業の資金繰り判断DIの推移（日銀短観）



※ 資金繰り判断DI「中小企業（全産業）」：「楽である」－「苦しい」・%ポイント

令和5年6月の「中小企業」に関する金融機関の貸出態度判断DIは22%ポイントと「緩い」が上回った。今後、資金繰り環境は厳しい方向へ進む可能性もあるが、金融部門が痛手を受けたリーマンショック（平成20年秋、以下同様）時と比べると高い水準にある。

〔図表2〕金融機関の貸出金残高及び貸出態度判断DIの推移（日銀短観、管内金融経済概況）



※ 金融機関の貸出態度判断DI「中小企業（全産業）」：「緩い」－「厳しい」・%ポイント

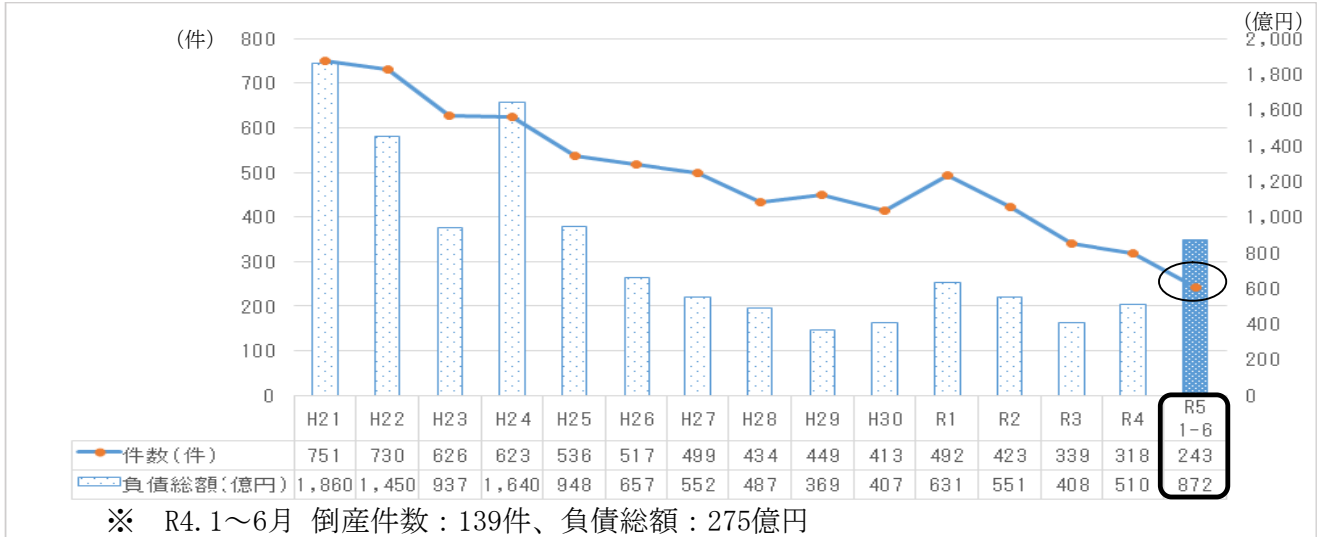
(注) 日銀の主要金融関連指標の定義・公表項目見直しに伴い、令和3年2月以前の数値と接続しない（以下、同様）

(2) 企業倒産動向

令和5年1～6月の県内企業倒産件数は、前年比で74.8%増加し243件となった。(負債総額は1件大型倒産(同613億円)があったことから前年同期比217.1%増の872億円(当該大型倒産除き:5.8%減少の259億円))

令和5年以降、県内の企業倒産は増加傾向に転じており、ゼロゼロ融資の返済が本格化するなか、今後もその動向には予断を許さない。

〔図表3〕企業倒産件数及び負債総額の推移(東京商工リサーチ)



(3) 設備投資動向

県内の令和4年度設備投資は、製造業では資源価格上昇等による収益圧迫で一部投資先送りの動きがみられたものの、全業種で観ると堅調に推移。令和5年度(計画)でも製造業を中心に全業種で増加が見込まれている。

〔図表4〕中小企業の設備投資増減率(産業別、日銀短観)

(単位: %)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度(計画)
兵庫県	全業種	13.1	11.1	9.3
	製造業	△24.7	△6.6	26.2
	非製造業	54.8	20.2	2.6
全国 (※)	全業種	6.2	3.9	2.4
	製造業	6.8	17.2	△3.1
	非製造業	5.9	△3.0	5.8

※ 全国の「令和5年度(計画)」は「2023年6月 第197回 全国企業短期経済観測調査」より

(4) 金利動向

長期プライムレート(最優遇貸出金利)は日銀の金融緩和政策の一部見直しの影響で令和5年2月には1.50%まで上昇したものの、その後6月には1.30%まで下降している。県内の貸出約定平均金利は令和5年2月末で1.060%と引き続き低水準で推移している。

〔図表5〕金利動向(日銀神戸支店 管内金融経済概況等)

(単位: %)

区分	プライムレート		貸出約定平均金利(兵庫県)	
	長期	短期	長期	短期
R3.2月末	1.00	1.475	1.083	0.974
R3.8月末	1.00	1.475	1.064	0.628
R4.2月末	1.10	1.475	1.056	0.871
R4.8月末	1.20	1.475	1.056	1.017
R5.2月末	1.50	1.475	1.060	1.165
R5.7月10日現在	1.30	1.475	-	-

2 中小企業融資制度（制度融資）の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、金融機関や信用保証協会と協力して、低利・固定・長期の資金による中小企業融資制度(制度融資)を実施する。

(1) 制度融資の概要

① 多様なニーズに対応した資金供給

中小企業者の多様な資金ニーズにきめ細かく対応するため、その目的に応じて4区分の低利融資を行っている。

令和5年度当初予算では、コロナの長期化、物価高等による厳しい経営環境下で、急な資金需要に柔軟に対応できるセーフティネットとしての役割を継続するため、5,000億円の融資枠を確保し、中小企業の資金繰りを支援している。

また、長期プライムレートの変動等を機に、制度融資金利の一部について所要の見直しを実施した。

〔図表6〕制度融資の区分と融資枠

(単位：億円)

区分	目的	融資枠				説明
		資金名	R4	R5	R5-R4	
ア 事業展開融資	創業や新分野への進出など中小企業の前向きな取組を支援	事業展開融資計	1,000	1,000	0	前向きな事業展開を支援
		うち新分野創出	285	285	0	
		うち新規開業	120	220	100	
イ 経営安定融資	セーフティネットとして中小企業の資金繰りを支援	経営安定融資計	3,000	3,000	0	急な資金需要に対応するセーフティネット機能の確保
		うちコロナ対策	2,700	2,700	0	
ウ 一般事業融資	通常の設定備・運転資金を供給	一般事業融資計	880	880	0	通常の資金供給への支援を継続
		うち長期資金	300	300	0	
エ 神戸市独自資金	神戸市内の事業者を支援	神戸市独自資金計	120	120	0	市との連携・協調を継続
合計			5,000	5,000	0	

② 金融機関への預託

県は制度融資を取り扱う金融機関に、県資金を融資原資の一部として無利子で預託することにより、中小企業者へは低利・固定・長期の融資が実行される。

累計で1兆円を超えるゼロゼロ融資の大量実行による融資残高の増加に伴い、令和2年度以降、預託金も大幅に増加している。

〔図表7〕直近の預託額実績

(単位：百万円)

項目名	令和元年度 実績(コロナ前)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 当初
中小企業制度資金貸付金	145,532	606,095	735,745	463,725	611,247

令和4年度当初
624,441

③ 融資利率

前回改定時（令和3年4月）と比較し、長期プライムレートが上昇していることを踏まえ、令和5年4月より、コロナ対策資金を除き一律+0.20%の引き上げを実施。

〔図表8〕近年の融資利率見直し時の考え方と主要資金の利率推移

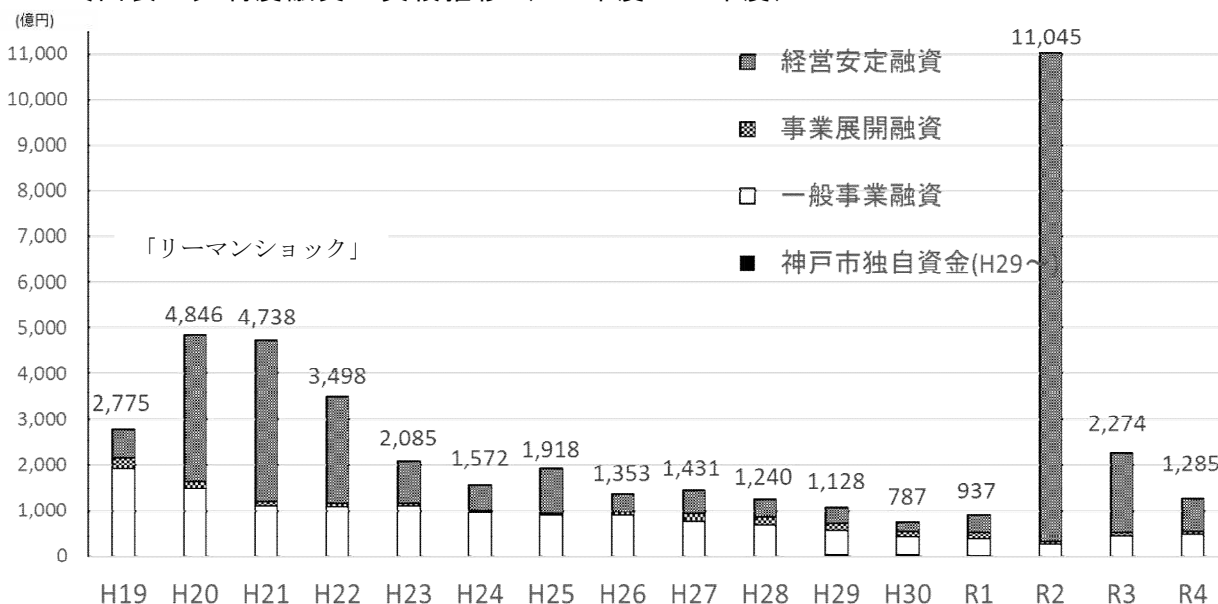
区分		平成28年4月～	平成28年10月～	令和3年4月～	令和5年4月～
融資利率 見直しの考え方		保証料引下げ割合の減少により、保証料率と融資利率を合計した事業者負担が前年度を上回らないよう、融資利率を引下げ	長プラの低下を踏まえ、一律0.25%引下げ	長プラの上昇等を踏まえ、事業展開融資の一部について0.15～0.20%引き上げ	長プラの上昇を踏まえ、一律0.20%引き上げ ※コロナ対策資金は据え置き
主な 貸付	新規開業貸付	0.70% (▲0.30%)	0.45% (▲0.25%)	0.60% (+0.15%)	0.80% (+0.20%)
	設備投資促進貸付	0.95% (▲0.15%)	0.70% (▲0.25%)	0.90% (+0.20%)	1.10% (+0.20%)
	長期貸付	1.75% (±0.0%)	1.50% (▲0.25%)	1.50% (±0.0%)	1.70% (+0.20%)
	経営円滑化貸付	1.05% (±0.0%)	0.80% (▲0.25%)	0.80% (±0.0%)	1.00% (+0.20%)

④ 制度融資の実績推移

(a) リーマンショック発生前後からの推移

新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りひっ迫等を受け、令和2年度の融資実績は過去最高となる1兆1,045億円まで増加した。ゼロゼロ融資終了後の令和3年6月以降の資金需要は落ち着き、令和3年度の融資実績は2,274億円、令和4年度の融資実績は1,285億円となっている。

〔図表9〕制度融資の実績推移（H19年度～R4年度）



(b) 令和4年度の状況

- ア 事業展開融資：件数・金額ともやや増加（事業拡大意欲が緩やかに回復）
- イ 経営安定融資：ゼロゼロ融資の受け皿となる伴走型経営支援特別貸付の利用が大幅に増加
- ウ 一般事業融資：件数・金額ともやや増加（ゼロゼロ融資に流れていた一般的な事業資金が徐々に増加）

〔図表10〕直近の制度融資実績（R5年度を含む）

（単位：件、億円）

区分	利率(R5)	令和3年度①		令和4年度②		前年度比 ②÷①		令和5年度 (R5.5月末時点)		前年同期比	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ア 事業展開融資		13,539	2,274	8,797	1,285	65.0%	56.5%	1,930	328	163.6%	221.2%
新分野進出資金	1.10%、1.30%	208	23	269	33			29	3		
設備投資資金	1.10%	230	21	262	26			62	6		
立地資金	(R5～統合により廃止)	4	8	0	0			(統合により廃止)			
観光・商業資金	(R4～統合により廃止)	5	1	(統合により廃止)				(統合により廃止)			
開業資金	0.80%	274	14	249	12			50	3		
イ 経営安定融資		8,935	1,730	3,453	711	38.6%	41.1%	1,059	244	287.8%	404.0%
経営安定資金	0.70%～1.60%	8,774	1,696	3,348	686			1,046	242		
うちコロナ関連	0.70%	8,710	1,681	3,243	665			1,042	241		
うち伴走型	0.90%	594	109	2,362	577	397.6%	529.9%	973	234	575.7%	642.2%
借換資金	1.70%	161	34	105	25			13	2		
うちコロナ関連	0.70%	151	32	91	23			10	1		
ウ 一般事業融資		3,533	464	4,137	489	117.1%	105.4%	651	71	99.7%	89.5%
長期資金	1.70%	1,067	120	1,296	150			193	23		
短期資金	1.70%	194	22	219	26			27	3		
小規模資金	1.40%、1.60%	1,030	44	1,403	61			291	14		
経営活性化資金	金融機関所定	1,242	278	1,219	251			140	30		
うちコロナ関連	金融機関所定	1,176	268	1,104	235			126	28		
エ 神戸市独自資金	1.40%～1.60%	350	14	427	15	122.0%	111.3%	79	2	133.9%	139.5%

※ 端数処理(小数点以下2位まで入力)の都合により必ずしも内数の合計と合計額とは一致しない

(2) コロナ禍及び原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への金融支援策

(a) これまでの経緯

- ・令和2年1月31日 中小企業のための金融対策特別相談窓口の設置
- ・令和2年2月18日 金融機関に既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の弾力的運用を要請（以降、R3. 2. 17、R4. 2. 18、R5. 2. 14にも再度要請）
- ・令和2年2月25日 「新型コロナウイルス対策貸付」の創設
（以降、順次新型コロナウイルス対策7融資制度を創設）

(b) 新型コロナウイルス対策資金の概要〔図表11〕

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 新型コロナウイルス対策貸付	R2. 2. 25～ 当面の間 (※1)	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	10年(2年) 以内
② 経営活性化資金		迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8% ※2)	5,000万円	10年(1年) 以内
③ 借換等貸付		県制度融資の借換		0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	
④ 伴走型経営支援特別貸付	R3. 4. 1～ R6. 3. 31	保証料の一部補助、金融機関の伴走支援により早期の経営改善を促進		0.9% (0.2% ※3)	1億円	10年(5年) 以内
⑤ 企業再生貸付 (コロナ対応)	R5. 1. 31～ R6. 3. 31	保証料の一部補助、特に経営状況の苦しい事業者への再生支援	経営改善 サポート保証	0.9% (0.2%)	2.8億円	15年(5年) 以内

(※1) 実施期間の終期については、SN保証4号の指定期間終了とともに終了予定

(※2) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

(※3) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で0.60%）

[制度終了分]

新型コロナウイルス危機対応貸付	R2. 3. 16～ R3. 12. 31	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.7% (0.8%)	2.8億円	10年(2年) 以内
新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料)	R2. 5. 1～ R3. 5. 31	最大で当初3年間無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	6,000万円	10年(5年) 以内
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	R2. 6. 22～ R3. 5. 31	保証料全額免除	危機関連保証	0.7% (0.0%)	5,000万円	10年(2年) 以内

(c) 融資累計実績（6月30日時点（速報値））〔図表12〕

(単位：百万円)

資金名	件数	金額
① 新型コロナウイルス対策貸付	4,932	82,840
② 経営活性化資金	2,952	69,824
③ 借換等貸付	413	10,838
④ 伴走型経営支援特別貸付	3,605	83,112
小 計 (ア)	11,902	246,614

[制度終了分]

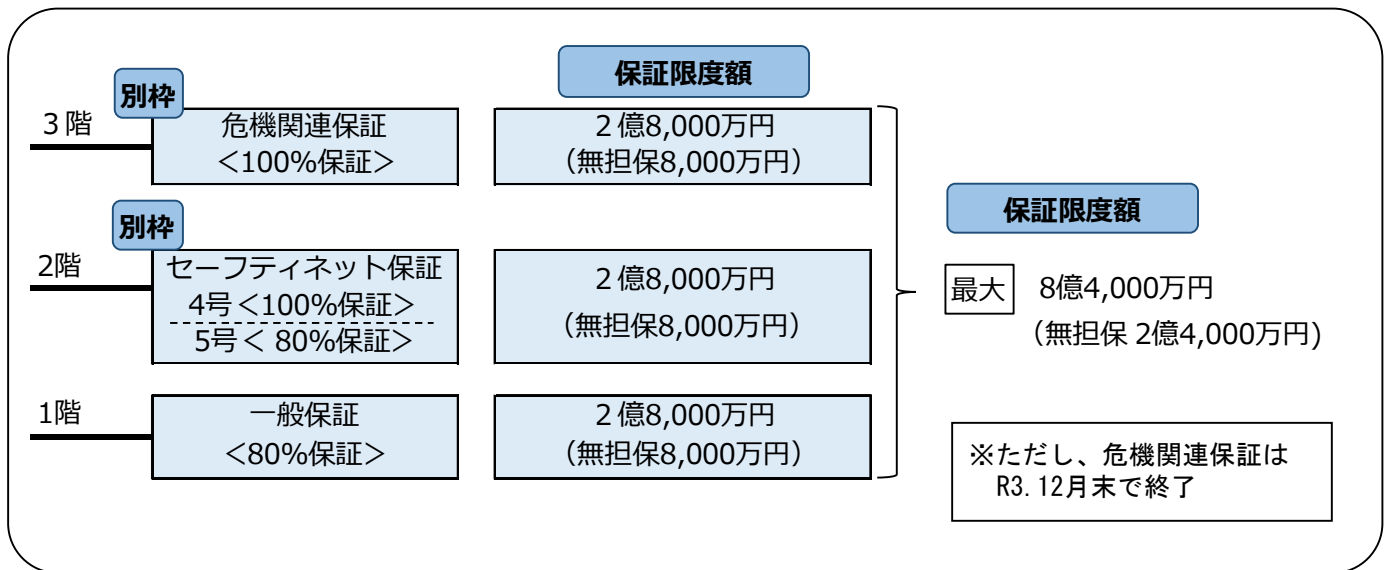
新型コロナウイルス危機対応貸付	2,080	57,895
新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料資金)	58,532	1,005,838
新型コロナウイルス保証料応援貸付	4,047	104,620
小 計 (イ)	64,659	1,168,353

合 計 (ア+イ)	76,561	1,414,967
-----------	--------	-----------

[図表13] コロナ関連融資で利用される主な保証制度

制度	保証割合	指定期間	特 徴	概 要	対 象 者
SN保証5号	80%	・現在577業種指定 (四半期毎に指定) 〔・R2. 5. 1～R3. 7. 31〕 (全業種指定)	一般保証とは別枠で利用可能	<u>全国的に業況の悪化している業種</u> に属する中小企業者を支援	指定業種に属する事業を行っており、最近1か月間の売上高等とその後2か月間を含む3か月間の売上高等の見込みが、それぞれ前年同期比 <u>5%以上減少</u>
SN保証4号	100%	R2. 3. 2～R5. 9. 30 〔概ね3ヶ月毎に都道府県の要請を受け延長〕		<u>特定地域の災害その他突発的な事由</u> に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援	指定を受けた災害等の発生に起因し、最近1か月間の売上高等とその後2か月間を含む3か月間の売上高等の見込みが、それぞれ前年同期比 <u>20%以上減少</u>
危機関連保証			R2. 2. 1～R3. 12. 31 (R3. 12月末で終了)	別枠(SN保証)のさらに別枠で利用可能	<u>突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象</u> により売上高等が減少している中小企業者を支援

[図表14] 信用保証の概要



② 原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策

(a) これまでの経緯

- ・令和3年11月9日 原油価格上昇に関する金融特別相談窓口設置
- ・令和3年12月13日 「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰）」の要件緩和実施
- ・令和4年3月2日 ウクライナ情勢・原油価格上昇に関する金融特別相談窓口設置

(b) 「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰）」の要件緩和

原油価格及び原材料価格の高騰により影響を受ける中小企業者に対し、「経営円滑化貸付（原油価格高騰）」及び「経営円滑化貸付（原材料価格高騰）」について要件緩和を実施

[図表15] 要件緩和の概要

区 分	経営円滑化貸付（原油価格高騰）	経営円滑化貸付(原材料価格高騰)
対 象 者	(要件緩和前) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ①売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占める ②最近1か月間の原油等の平均仕入単価が、前年同期比で20%以上上昇 ③ 最近3か月間 の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	(要件緩和前) 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ① 最近3か月間 の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ② 最近3か月間 の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少
	(要件緩和後) ①、② 同上 ③価格の引き上げが困難であるため、最近3か月間 (当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする) の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	(要件緩和後) ①最近3か月間の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ②最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少 (当面の間、いずれも「最近1か月間」での算定も可とする)
資金使途	運転資金	
貸付利率	1.00%	
融資限度額	1企業・1組合 1億円	
融資(据置)期間	10年以内(2年以内)	
令和4年度実績	7件、107,000千円	37件、442,500千円

(3) 令和5年度における主な新規・拡充措置

① スタートアップ企業への支援強化

起業をためらう原因となる創業時借入の際の経営者保証を不要とし、創業間もない「スタートアップ企業」を支援

(a) 内 容

「新規開業貸付（経営者免除貸付）」について、創業を予定している又は創業後税務申告1期末終了の場合は創業資金総額の1/10 以上の自己資金を有することを要件に、経営者保証を免除

② 信用保証制度に合わせた要件見直し

特定の保証制度の利用を想定した貸付メニューについて、保証制度に合わせた要件見直しを実施

[図表16] 要件見直しの概要

貸付名称	対応する保証	要 件	
		改 正 前	改 正 後
新規開業貸付	・ 創業関連保証 ・ スタートアップ創出促進保証	新たに事業を開始する者、又は営業開始後1年未満の者	新たに事業を開始する者、又は営業開始後 <u>5年未満</u> の者
再挑戦貸付	・ 再挑戦支援保証	再起業する者、又は再起業してから6ヶ月未満の者	再起業する者、又は再起業してから <u>5年未満</u> の者
企業再生貸付	・ 経営改善サポート保証 等	限度額：2億円	限度額： <u>2.8億円</u>

③ 貸付メニューの整理

(a) 産業立地条例の改正(R5.4月施行)における拠点地区制度廃止に伴い、「拠点地区進出貸付」を廃止

※ 新条例に定める重点立地促進事業を対象に、設備投資促進貸付の融資限度額及び融資期間を拡充

(b) 伴走型経営支援特別貸付と要件の重複する「経営力強化貸付」の廃止

(4) 令和4年度からの継続事業

① 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援（財源：地方創生臨時交付金）

ゼロゼロ融資の返済が本格化し、令和5年5月からは事業者の利子負担も始まっていることから、今後返済に窮する事業者の増加が懸念される。このため、事業者の経営状況を熟知した金融機関が事業者に対して実施する「金融・非金融」両面の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進する。

<第1期（令和4年度当初予算）>

12億円（@10万円×12,000者）

<第2期（令和4年12月補正予算、全額令和5年度に繰越）>

8億円（継続：@7.5万円×8,000者、新規：@10万円×2,000者）

(a) 内 容

金融機関が、事業者(※1)に対して、「伴走型経営支援特別貸付」と同程度(※2)の伴走支援を実施する場合に県が補助を実施

(b) 補助金額

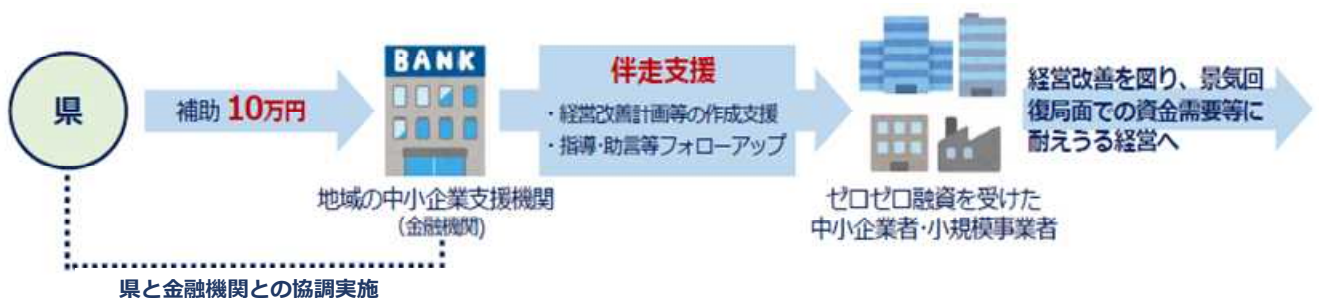
- ・第1期：10万円／事業者
- ・第2期：継続：7.5万円、新規：10万円／事業者

(※1)ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者

(※2)伴走支援の実施内容

- ・「経営改善・成長戦略計画書」の作成支援
- ・四半期に一度、事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等
- ・上記に基づき、「フォローアップ報告書」を作成

〔図表17〕 中小企業経営改善・成長力強化支援事業の概要



〔図表18〕 交付決定状況

	第1期	第2期
事業期間	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 2. 28～R6. 3. 29
交付決定金融機関	24金融機関	24金融機関
支援事業者数 (対予算比)	11,993事業者(99.9%)	継続：8,000事業者 新規：2,000事業者 計 10,000事業者 (100.0%)

[図表19] 令和5年度 中小企業融資制度資金別一覧表

資金名		主な融資対象（要件等）	融資枠	融資限度額	融資利率（%）	融資（据置）期間	
事業展開融資	新分野進出資金	事業応援貸付	285億円	1億円	1.30	10(2)年	
		事業承継支援貸付		2億8,000万円	1.10		
	設備投資資金	設備投資促進貸付	①設備の新設・更新を行う者 ②策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う者 ③ホテルや旅館の新築又は改修を行う者 ④重点支援業種の立地企業	480億円	① 3億円 ② 15億円 ③ 30億円 ④ 100億円	1.10	①10(2)年 ②③④15(2)年
		新規開業貸付			220億円		3,500万円
	開業資金	再挑戦貸付	個人事業主又は法人の経営者で、経営状況悪化による事業廃止又は解散後、適正な事業計画により再起業を図る者	15億円	2,000万円		
		経営安定融資	経営安定資金	経営円滑化貸付	最近3か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者 等	250億円	1億円
災害対応貸付	県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた者			-	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う		
新型コロナウイルス対策貸付	最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者			500億円	2億8,000万円	0.70	10(2)年
伴走型経営支援特別貸付	セーフティネット保証4号・5号の認定を取得、または所定の売上等減少要件を満たした者で、経営行動に係る計画書を策定した者(保証料の一部補助)			2,000億円	1億円	0.90	10(5)年
企業再生貸付	中小企業活性化協議会等の支援を受け、今後の再生が見込める者			50億円	2億8,000万円	1.60	15(3)年
企業再生貸付（コロナ対応）	新型コロナウイルスの影響により中小企業活性化協議会等の支援を受け、今後の再生が見込める者				0.90	15(5)年	
資金換	借換等貸付		中小企業融資制度等の既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる者	200億円	1億円	1.70	10(1)年
	借換等貸付（新型コロナウイルス対策）		中小企業融資制度等の既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる者で、最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者		2億8,000万円	0.70	
一般事業融資	長期資金		300億円	5,000万円	1.70	10(2)年	
	短期資金		80億円	3,000万円		1年 又は0.5年	
	小規模資金	小規模無担保貸付	常時雇用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の者	50億円	2,500万円	1.60	7(0.5)年
		特別小規模貸付		185億円	2,000万円	1.40	
	経営活性化資金		取扱金融機関と1年以上の与信取引のある者	265億円	設備 5,000万円 運転 3,000万円	金融機関所定	設備 7(1)年 運転 5(0.5)年
経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）		取扱金融機関と1年以上の与信取引のある者で、最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者	運転 5,000万円		10(1)年		
神戸市独自資金	こうべ経済変動対策貸付		11億円	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う			
	こうべ季節貸付		30億円	4,000万円	別途定める	0.5年	
	小規模無担保貸付（こうべ小規模）	無担保・無保証人貸付（こうべ無担保） 特別小規模貸付（こうべおうえん） こうべ若者支援貸付	神戸市に主たる事業所がある者で、常時雇用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の者	5億円	400万円	1.60	7(1)年
				1億円		1.40	
				63億円			
10億円							
合 計		-	5,000億円	-	-	-	

〔図表21〕 兵庫県信用保証協会の実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		前年同期比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ア 保証申込	78,522	1,480,543	20,397	327,639	22,794	407,406	111.8%	124.3%
イ 保証承諾	75,472	1,369,229	18,830	292,252	21,045	364,419	111.8%	124.7%
ウ 保証承諾率	96.1%	92.5%	92.3%	89.2%	92.3%	89.4%		
(全国平均)	(92.7%)	(87.5%)	(103.8%)	(104.4%)	(91.1%)	(86.1%)		
(本県)	(94.2%)	(90.5%)	(99.8%)	(99.2%)	(91.8%)	(88.8%)		
エ 条件変更の承諾	15,718	210,636	15,642	204,177	16,660	221,695	106.5%	108.6%
オ 保証債務期末残高	127,976	1,880,480	130,917	1,879,278	130,343	1,815,754	99.6%	96.6%
(全国順位)	6位	4位	5位	4位	5位	4位	-	-
カ 代位弁済(元利)	1,295	15,861	940	11,706	1,312	15,726	139.6%	134.3%
キ 代位弁済率(年間)	-	0.97%	-	0.61%	-	0.85%	-	-
(全国平均)	-	(0.69%)	-	(0.57%)	-	(0.86%)	-	-

(注) 上表ウ「保証承諾率」は、年度をまたぐ保証承諾を行った場合、保証申込と同年度に保証承諾を計上するよう調整した数値を記載。なお、全国平均は年度またぎの調整をしていないため、下段()書き部分に本県の調整前の保証承諾率を参考記載

(3) 制度融資に係る損失補償

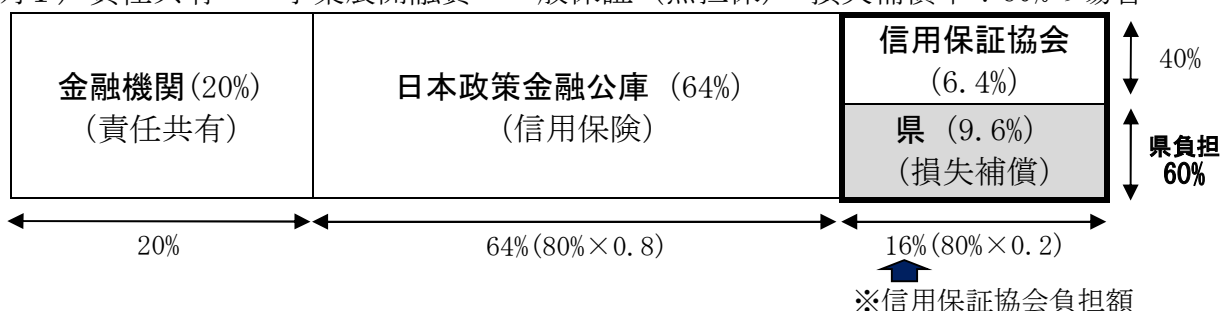
① 損失補償の概要

信用保証協会が債務者に代わって金融機関に対し代位弁済した場合は、代位弁済額の一部について県が損失補償を行い、これにより協会の積極的な保証承諾を促す。

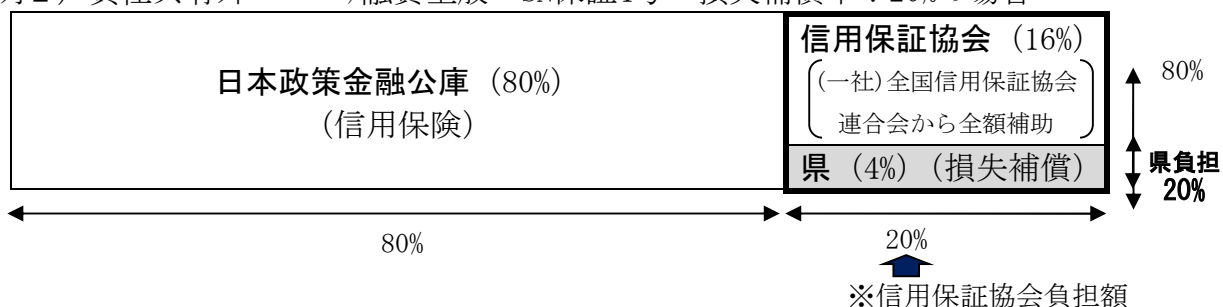
損失補償額は、代位弁済額から信用保険を除いた信用保証協会負担額に、一定率(損失補償率10~80%)を乗じて算出する。

〔図表22〕 県及び各機関の代位弁済額に対する負担割合の例(責任共有対象・対象外別)

(例1) 責任共有 - 事業展開融資・一般保証(無担保)・損失補償率：60%の場合



(例2) 責任共有外 - コト融資金全般・SN保証4号・損失補償率：20%の場合



② 損失補償の実績

令和2年度及び3年度においては、各種支援策や緊急融資の効果により損失補償の発生が抑止されていたが、令和4年度に入り、特に件数ベースで増加傾向にある。

ゼロゼロ融資の返済が本格化し、令和5年5月からは事業者の利子負担も始まっているなか、返済に窮する事業者や、それに伴う代位弁済の更なる増加が懸念される。

〔図表23〕 過去4年間の損失補償実績（R元～R4年度）

（単位：件、百万円）

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
損失補償	436	461	420	366	253	217	467	299
対前年比	107.7%	108.5%	96.3%	79.4%	60.2%	59.3%	184.6%	137.8%

[参考/平成21年度損失補償：2,084件 2,683百万円]

4 中小企業の多様な融資・信用保証の提供

(1) 多様な融資・保証の仕組みづくり

県と（株）商工組合中央金庫が連携し、支援を実施

① 地域金融支援保証制度

（R5予算 10,554千円）

商工中金が融資保証（無担保・第三者保証人なし）を実施し、中小企業の資金調達を支援する。

[要件]

融資限度額 1億円（ただし、運転資金は5,000万円）

融資期間 1年以上10年以内（ただし、運転資金は1年以上7年以内）

融資利率 金融機関所定金利（変動又は固定）

〔図表24〕 利用実績

（単位：件、百万円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年6月
件数	4	9	6	2
金額	73	207	135	75

(2) 物的担保に頼らない資金調達等への支援

県と（公財）ひょうご産業活性化センターが連携し、支援を実施

① ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

（R5予算 5,995千円）

技術力・成長性を有している中小企業に対して、産業活性化センターが技術力・成長性等を評価した評価書を発行し、円滑な資金調達や企業価値向上を支援する。

[要件]

評価対象者 県内中小企業（創業後1年以上）

評価項目 製品・サービス、市場性・将来性、実現性・収益性、経営力を総合評価

評価手数料 標準評価型：10.5万円／オーダーメイド型：21万円（うち1/3は県が負担）

〔図表25〕 利用実績

（単位：件、百万円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年6月
発行件数	104	91	51	11
融資約定件数	116	79	57	14
融資約定金額	3,196	3,019	1,793	258

※融資実績(約定件数、金額)は5月現在

5 中小企業の設備資金の提供

小規模企業者等の創業等に必要な設備導入を支援するため、設備貸与制度を実施する。また、中小企業高度化事業等の貸付金について、債務者の状況に応じたきめ細かい債権管理を実施する。

(1) 設備貸与制度 (R5 予算 1,460,000 千円)

① 小規模企業者等設備貸与支援制度の概要

創業や経営基盤の強化等に必要な設備を(公財)ひょうご産業活性化センターが県や(独)中小企業基盤整備機構からの借入金を一部原資として購入し、小規模企業者等に割賦販売又はリースする。

[要件等]

事業規模	22億円(機構1/3、県1/3、センター1/3)
対象企業規模	原則従業員20人以下
貸与限度額	1企業につき1億円
貸与割合	購入価格の100%以内
割賦損料	年 0.70%~1.95%
リース料率	月 0.966%~2.959%
償還期間	3年~10年

[図表26] 小規模企業者等設備貸与支援制度の実績 (単位: 件、百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年6月
件数	88	87	83	27
金額	842	843	650	274

(2) 中小企業高度化事業の債権管理 (R5予算 14,785千円)

① 中小企業高度化事業の概要

中小企業者が共同して経営基盤強化のために組合等を設立し、工場やショッピングセンターを建設する事業等に対して、県と(独)中小企業基盤整備機構が一体となり、資金及び経営指導の両面から支援する。(融資期間:20年以内、最優遇金利:無利子)

② 債権管理の状況

本制度は産業振興、産地保護及び公害対策等のための政策性の高い貸付であり、阪神・淡路大震災の復旧貸付も含まれる。大型店舗の出店による競争激化、輸入品との競合等により経営悪化した組合等が多く、令和4年度末で18件、約60億円(元金ベース)の収入未済が発生している。

滞納の防止や収入未済額の縮減に向けて、平成25年度より債権管理推進本部を設置。全庁的な債権管理体制の下で貸付先へのコンタクトや交渉をより密に行い、事業の継続と債権回収のバランスに配慮しながら債権管理を行っている。

(a) 正常償還中の案件

決算書を含む経営状況を県に報告することとしており、償還に係る懸念の発生等について、(独)中小企業基盤整備機構と連携してモニタリングを実施している。

(b) 条件変更案件

経営改善計画書を県に提出することとしており、事態が悪化する前に中小企業診断士を機動的に派遣するなど企業の自助努力を促すべく経営面への支援を行うとともに、償還条件の変更についても柔軟に対応している。

(c) 延滞案件

ア 事業継続中の案件

償還財源の確保に向けて経営指導を行いながら、分割納付を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した償還交渉にも取り組んでいる。

イ 事業廃止した案件

法的措置を含む担保処分や連帯保証人に対する請求等により、粘り強く回収を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した連帯保証人調査にも取り組んでいる。

ウ 回収不能案件

連帯保証人を含め無資力等により回収が見込めない案件については、条例に基づき債権放棄等の整理を進めている。

〔図表27〕 中小企業高度化資金 貸付残高・先数推移 (単位：組合、百万円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		制度創設からの実績累計		
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	
貸付残高・先数	78	17,108	73	16,004	68	15,045	696	142,832	
	条件変更	44	10,467	40	9,422	38			8,689
	延滞	21	6,267	21	6,230	18			6,044

6 貸金業の健全な運営の確保

(R5予算 837千円)

(1) 貸金業の登録

貸金業を営む場合、貸金業法に基づく登録が必要であり、県内には令和5年6月末現在で、県民局長・県民センター長登録業者が25業者ある。

〔図表28〕登録貸金業者数の推移（県民局長・県民センター長登録）（単位：者）

区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年6月末
業者数	33	27	27	25

参考：2以上の都道府県に営業所を設置する「大臣登録業者(本社兵庫県)」が別途2業者ある。

(2) 指導監督等

① 業務規制

登録業者には、過剰貸付けの禁止、貸付条件の掲示、誇大広告の禁止、契約書面や受取証書の交付、取立て行為の規制、貸金業務取扱主任者の設置等の規制がある。

② 県の監督権限

各県民局・県民センターにおいて登録業者に対する定期的な立入検査を実施し、貸金業者の法令等の遵守の徹底及び業務の適正な運営の確保を図る。

違法・不適切な業務を行っている業者には、業務改善命令や業務停止命令、登録取消処分などを講じる。

(3) 消費者金融利用者対策の実施

各県民局・県民センターに相談窓口を設置し、貸金業者にかかる消費者からの相談・苦情に応じる。

〔図表29〕相談・苦情件数の推移（単位：件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年6月
相談	24	34	25	1
苦情	0	0	1	0